

山梨県公報

第千五百五十二号

平成十七年

三月七日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定(三件)……………一七

人事委員会

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一一八

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………一一八

告示

山梨県告示第百三三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年三月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町相又字榎畑一三四の一、一一三五から一一三七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字榎畑一三四の一・一一三七(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(

一一三五、一一三六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年三月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大城字古谷城一九二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字古谷城一九二五(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年三月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町千須和字栗尾八七一、八七二、字宮城一四三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栗尾八七二、字宮城一四三七(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年三月七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第八中「東山梨郡牧丘町柳平」を「山梨市牧丘町柳平」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年三月七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「八週間後の日」の下に「(勤務の特殊性その他特別の事由により人事委員会の承認を得た場合は十六週間後の日)」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。